

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設としていた鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行させることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が障害者支援施設（現行 知的障害者更生施設）に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 本庁の内部組織に係る規定について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及びイを除き、平成22年1月1日とする。

イ (2)に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則について所要の規定の整備を行う。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正

ア 規則の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

イ 放置自動車にはり付ける警告書の様式を定める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴い、新たに補償の対象とすることとされた船員である非常勤の職員について、地方公務員災害補償法における船員である職員に対するのと同様の措置を講ずる。

2 規則の概要

(1) 通勤による災害に係る一部負担金の納付を要しない者に船員である非常勤の職員を加える。

(2) 施行期日は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅の入居者の選考に当たって犯罪被害者等が優先入居の対象とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 犯罪被害者等に該当する者が県営住宅の入居申込を行う場合は、被害状況等申告書及び同意書を他の必要書類と併せて入居申込書に添付して提出するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。